

じょうほく遺言代用信託

令和8年1月5日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ じょうほく遺言代用信託 (元本補てん付き合同運用指定金銭信託)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さま（非居住者を除きます）。なお、お一人さま1契約とします。
3. 信託の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さま（以下「委託者」といいます。）が別途提出するじょうほく遺言代用信託申込書（以下「申込書」といいます。）において指定する者（以下「受益者」といいます。）のために信託された金銭を利殖すること。 ・ 申込書記載の金額・割合にて信託財産に属する金銭を受益者に交付すること。
4. 信託の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約者（委託者兼受益者）があらかじめ受取人（第二受益者）を指定（複数名でも可）し、相続発生時に受取人が信託財産を一時金として迅速かつ確実に受け取ることができます。 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div>
5. 受益者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者に相続が発生するまでの間は委託者を受益者（以下「第一受益者」といいます。）とします。 ・ 委託者に相続が発生した以降は受取人を受益者（以下「第二受益者」といいます。）とします。 ・ 第二受益者は、原則委託者の推定相続人（ご契約時点で委託者に相続が発生した場合にご相続人となる方をいいます。）の中からご指定いただきます。 ・ 第二受益者は申込書等により、複数名（最大5人まで）ご指定いただくことができます。複数名ご指定いただく場合は、それぞれの受取人の受取割合もご指定いただきます。 ・ 委託者は、城北信用金庫（以下「受託者」といいます。）が承諾した場合、委託者の推定相続人の中から、第二受益者を変更（追加・取消しを含みます。ただし交替的変更に限ります。）することができます。 ・ 信託設定後、委託者が契約時に設定した受取人（第二受益者）に対して、受託者より、受取人（第二受益者）に指定された旨および契約内容等の通知を行います。 ・ 委託者に相続が発生した後、受託者は受取人（第二受益者）に対して受益権を取得した旨を通知し、当該通知を発出した日から3ヵ月以内に受益の承認または放棄を受託者に対して意思表示する旨を催告します。 ・ 受取人（第二受益者）が信託金の交付を受けようとする場合は、受託者に対して所定の書面による受益の意思表示が必要となります。なお、通知を発出した日から3ヵ月以内にいずれかの意思表示がなされない場合には、受益を承認する旨の意思表示があったとみなします。 ・ 第二受益者に成年後見人等がいる場合のほか、必要に応じて別途受益者の代理人を指定いただくことがあります。
6. 信託財産等 (1) 種類等 (2) 信託設定方法 (3) 入金方法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 信託財産は、委託者が信託する金銭とします。 (2) 契約による信託設定とします。 (3) 受託者所定の手続きにより資金を入金いただきます。なお、受託者

<p>(4) 信託金額</p> <p>(5) 追加信託</p>	<p>が定める所定の日に、受託者が委託者から信託を受け入れた日を信託契約日（信託設定日）とします。</p> <p>(4) 100万円以上（1円単位）</p> <p>※お客さまに相続が発生した際に、第二受益者が受け取る金額により、他のご相続人の法令上の権利（遺留分）を侵害してしまう場合がありますので、信託金額をご相談させていただいております。</p> <p>(5) 受託者の承諾を得て金銭を追加信託することができます。（100万円以上1円単位）</p>
<p>7. 信託期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上30年以内（年単位）で委託者にご指定いただきます。 ・延長継続はできません。
<p>8. 計算期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託財産の計算期日は、毎年3月の末日、本信託が分割される日の前日および信託終了の日とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を計算期間とします。なお、最初の計算期間は、信託契約日から最初の計算期日までの期間とします。 ・信託金の元本については、委託者によりご指定いただいた方法により金銭でお支払します。なお、信託終了時においては、信託終了日の翌日以降に金銭でお支払いたします。 ・信託金の収益金については、本信託の計算期日の翌日以降（ただし、当該計算期日が本商品の信託約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日）に金銭でお支払いたします。なお、最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。
<p>9. 信託の終了事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信託期間が満了した場合。 ・受益者のやむを得ない事情による終了の申し出を受託者が認めた場合。 ・第二受益者の全部が委託者の死亡以前に死亡している場合で、委託者が第二受益者を変更しないまま死亡した場合。 ・委託者または受益者が反社会的勢力に該当する事実が判明した場合。 ・第二受益者が受益権取得後に死亡した場合 ・信託金の交付の完了その他信託金がなくなった場合 ・経済情勢の変化・天災地変その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が困難になった場合 ・その他信託契約の継続が困難になったと受託者が判断した場合 他
<p>10. 信託財産の運用、管理、処分及び当金庫等との取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者から信託いただいた資金を安全性・安定性を重視して運用し、安定した収益を確保することを基本方針とします。 ・信託金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同で運用します。 ・信託財産は、本商品の信託約款に掲げる財産に運用します。 ・信託財産の運用に際して、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ、受益者の保護に支障を生じることがないものに該当する場合には、受託者の固有勘定または受託者の利害関係人（委託先を含みます）と取引を行うことがあります。なお、これらの取引の状況については、受託者は、受託者のホームページでの掲載・閲覧又は受託者の店頭において受益者の閲覧に供する等の対応を行います。 ・「信託財産状況報告書」は、毎年3月末日を基準日として作成し、受託者は、受託者のホームページでの掲載・閲覧又は受託者の店頭において閲覧に供する等の対応を行います。
<p>11. 信託業務の委託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、信託業務の一部を第三者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することがあります。
<p>12. 予定配当率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定配当率は、合同運用財産の状況および金融情勢等を勘案のうえ、受託者が決定します。 ・予定配当率は、年に一度見直し、受託者が定める方法により受益者に示します。また、予定配当率は表示しておりますが、確定利回り商品ではありません。（予定配当率は保証されません。）
<p>13. 信託報酬</p>	<p>(1) 信託契約時、信託財産の1.10%（税込）を別途いただきます。</p>

<p>(1) 設定時報酬 (2) 運用報酬</p>	<p>※但し、最低報酬 55,000 円（税込）（追加信託含む） (2) 原則年 1 回、運用収益の中からいただきます。 信託報酬額は、本信託の運用収益から予定配当額を等を差し引いた金額（信託財産の元本部分に対し上限年 8.0%から下限年 0.001%の範囲内）となります。</p>
<p>14. 租税・事務費用</p>	<p>・信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用があれば、信託財産の中から支払います。</p>
<p>15. 中途解約</p>	<p>・この信託契約は、信託期間満了前に解約することはできません。ただし、やむを得ない事情のため、受託者においてこれを相当と認める場合には、これに応じることがあります。ただしその場合は「12. 予定配当率」は維持されず、加えて解約手数料を申し受ける場合があります。</p>
<p>16. 元本補てん契約・預金保険適用の有無</p>	<p>・受託者は、信託金の元本に欠損が生じた場合には、信託終了の時に完全にこれを補てんします。 ・本信託は、預金保険の対象となります。ただし、信託の収益金は預金保険の対象ではありません。</p>
<p>17. 利益補足契約の有無</p>	<p>・利益補足契約はありません。</p>
<p>18. 受益権の譲渡・質入</p>	<p>・本信託の受益権は譲渡または質入等の担保設定その他の処分をすることはできません。</p>
<p>19. 受託者の公告の方法</p>	<p>・受託者の公告は、法令において別段の定めがない限り、電子公告の方法により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p>
<p>20. 運用状況等の報告事項</p>	<p>・収益金の分配、信託終了時の最終計算に関する書面は、郵送等によりお渡しします。</p>
<p>21. 反社会的勢力との取引拒絶</p>	<p>・当金庫は、次の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、信託金の全部の解約ができるものとします。</p> <p>①委託者が信託申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、次のア～キまたは A～G のいずれかに該当すると認められる場合</p> <p>ア. 暴力団 イ. 暴力団員 ウ. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 エ. 暴力団準構成員 オ. 暴力団関係企業（フロント企業） カ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 キ. 暴力団共生者等やその他前各号に準ずる者</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>

	<p>F. 暴力団関係企業の役員・株主で経営に深くかかわっていること G. 前記ア～キに該当する者の親・子等でその活動に少しでも関与している者</p> <p>③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の a～e に該当する行為をした場合</p> <p>a. 暴力的な要求行為 b. 法的な責任を超えた不当な要求行為 c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 e. その他前各号に準ずる行為</p> <p>④この信託がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与または経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>
22. 受託者	<p>城北信用金庫 〒116-0002 東京都荒川区荒川3丁目79番7号</p>
23. 苦情対応措置指定紛争解決機関（金融ADR制度）	<p>一般社団法人 信託協会 連絡先 信託相談所 電話番号 0120-817-335 または 03-6206-3988</p>
24. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約および信託法に定める委託者の権利および地位は、別段の定めがない限り、委託者に専属し、委託者の相続人に承継されません。 ・ 本信託のお申込みの際には、本信託からの元本等の金銭受取用口座として、委託者および全ての受取人（第二受益者）名義の受託者の本支店の普通預金口座を指定していただきます。また、信託期間中、原則として当該普通預金口座を維持していただくこととなります。 ・ 本信託のお申し込み後、実際に金銭が信託財産として振替られたときに信託の設定となります。なんらかの理由で当該振替がなされなかった場合は信託は設定されません。 ・ 収益金の配当に際して 20%[※]（国税 15%、地方税 5%）の税金が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税の導入により、2013年1月1日から2037年12月31日までは、20.315%の源泉分離課税となります。 ・ マル優の取扱いはありません。 ・ 税務、法務のお取扱いについては、所轄税務署、税理士、弁護士等の専門家にご相談ください。 ・ 受託者所定の審査により、お引き受けできない場合がございます。 ・ 委託者の相続発生後に、遺留分侵害額請求等により相続人間で紛争が発生した場合、本信託から信託財産の交付ができない場合があります。 ・ 本商品概要書以外にも別途お渡しする本商品の信託約款をご参照ください。